

大阪の村上優子さんの過労死、裁判で勝利。 厚生労働省は控訴するな！ ふたたび優子さんを出さないために、もっと支援を。

「支援する会」のコメントは次のとおりです。会のホームページから転載します。掲示板に激励の投稿を。

「勝利判決」をうけて

2008年1月16日, 村上優子さんの過労死認定・裁判を支援する会

1月16日、大阪地裁民事5部法廷は、平成16年5月、村上優子さんの過労死に対して、厚生労働省が決定した「公務外認定」の取り消しを求める行政訴訟に対し、原告の請求を認める「勝利判決」を下しました。今日の医師・看護師不足という社会的な問題を背景に、看護労働の過重性、夜勤交替制労働の過重性が問われた事件に対し、司法の立場から道理ある判決が下されたといえます。この間、全国から40000筆をこえる要請署名がよせられ、23回にわたり、要請提出行動を展開し、多くの医療関係者のみならず、労働者・国民の大きな関心と支援の下で、たたかいを進めました。

平成8年に国立の看護学校を卒業して、国立循環器病センターに看護師として就職された村上優子さんが、平成13年3月10日、25歳の若さで「くも膜下出血」で亡くられました。優子さんの事件は、今日、社会的問題となっている、「医師・看護師不足」「医療職場の苛酷な労働実態」「看護労働の過重性」「夜勤変則交替制労働の過重性」「不払い労働と労働時間管理の杜撰さ」がするどく問われた事件でした。ご両親が、平成14年6月に厚生労働省に「公務災害申請」、7月に「国家賠償請求訴訟」を起こされ、まったなしの医療職場の改善・増員・医療制度の改革を願う多くの医療関係者の支援、過労死家族の会をはじめとする、広範な労働者・市民の支援を受けてたたかいを進めてまいりました。しかし、厚生労働省が、平成16年5月に「公務外認定」を決定、人事院も平成17年11月に不服申請を棄却しました。損害賠償請求民事事件では、最高裁が昨年12月23日に「上告不受理」の不当決定をおこないました。この間、厚生労働省・大阪地裁・大阪高裁・最高裁に各々3万～5万の要望署名が提出される大きなたたかいが全国的に進められました。このたたかいで、当初、厚生労働省が認めなかった、国立病院における「不払い残業の実態」が損害賠償請求事件の判決にも示され、厚生労働省自身も認めざるをえない状況をつくりだしました。医療職場・看護職場の苛酷な実態が「法廷内外」で明らかにされ、「国立病院の使用者としての杜撰さ」も明白になりました。

しかしながら、損害賠償請求事件では、大阪地裁・高裁・最高裁は、不払い残業等を認めながら、不規則な夜間交替制労働や看護労働の過重性についての認識を示さず、日々の過労の蓄積の上で「過労死」した事実を軽視した判決となり、社会的な医師・看護師をめぐる状況、職場実態を直視することもない判決を下しました。今回の行政訴訟における大阪地裁判決は、これまでの「不当な判決」に対し、ご両親や私たちの主張を認め、優子さんが「過労死」に追い込まれた労働実態を正しく評価し、循環器病センターでの業務内容・労働時間管理の不法性についても、厳しく指摘しました。

諸外国の3分の1しか配置数がない医師・看護師等の過重労働、離職問題が、病院閉鎖まで広がる社会的問題となり、労働環境の改善こそが「安心安全の医療確立」の最大の課題であることが国民的常識となっています。医療経営者の責任も厳しく問われています。労働基準法違反ワースト1と言われる医療職場の改善なくして、国民の命を守ること、看護師の過労死・健康破壊をなくすこともできません。

支援する会は、寄せられた多くのご支援に感謝を申し上げるとともに、国に対して、「控訴」するな働きかけをするとともに、控訴された場合、ご両親とともに「控訴審」での勝利にむけて全力をつくすこと、「患者さんの命と医療従事者の命を守る職場」確立の運動に奮闘する決意を表明するものです。引き続き、皆様方のご支援を心よりお願い申し上げます。